

## 10 住宅・土地、公共工事関係

### ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
土地収用法の積極的活用 (国土交通省)	都市計画事業を含め、事業の進行管理の適正化の観点から、「用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期までに土地収用手続きに移行すべき」というルールが守られることが極めて重要である。したがって、当面の措置として、当該ルールについて事業主体（現場の用地担当職員を含む。）及び住民に周知徹底がなされるようにする。また、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から、インターネット等を活用して用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう、事業主体に対し周知徹底する。さらに、民間の補償コンサルタント、代替地情報提供システム及び補償金仲裁制度の積極的活用を図る。		平成14年度以降逐次実施		<p>（国土交通省）</p> <p>都市計画事業を含め、適期申請ルールについての徹底を図るとともに、インターネット等を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう文書で通知を行った。（平成15年3月28日他）</p> <p>また、現場の用地担当職員への周知徹底のために携帯可能な文書を作成するとともに、住民への周知を図るために国土交通省のホームページへの掲載を行った。</p> <p>上記文書に基づき、各地方整備局等において、平成15年7月から用地取得の進捗状況等の情報について、HPを活用し公表を開始した。</p> <p>関係公団等にも同様の取り組みがなされるよう、関係省庁、関係公団本社等間において申合せを行う（平成15年7月31日）とともに、地方公共団体等にも同様の取り組みがなされるよう、各地方ブロックごとに、都道府県等の間においても申合せを行った。（平成15年12月16日他）</p> <p>民間の補償コンサルタントの積極的活用について、起業者における活用ニーズ調査を行った上で、ニーズの高い部門について、仕様書等の整備を行うとともに、起業者に活用を促すためのパンフレットを作成し、周知徹底を図った。</p> <p>代替地情報提供システムの積極的活用について、リーフレットを作成し、各種会議・研修を通じて周知徹底を図り、参加・活用を呼びかけるとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。</p> <p>補償金仲裁制度の積極的活用について、各種会議・研修を通じて周知徹底を図るとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
都心部における混合用途地域の創設の検討等 (国土交通省)	a 都心部の職住近接が求められる地域において、複合的な用途を促進するため、都市再生特別地区や用途別容積型地区計画等の積極的な活用を推進する。		平成14年度以降逐次実施		(国土交通省) 運用指針(平成15年12月26日国土交通省都市・地域整備局長通知)を発出し、用途別容積型地区計画について運用の弾力化を図り、都市再生特別地区等の積極的な活用を推進した。	
	b 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきているが、中期的には、都心部における容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限とし、良好な市街地環境の維持は形態制限により担保する方向を目指すことをはじめ、用途地域制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討をする。その際には、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設等についても検討する。			平成15年度以降検討	(国土交通省) 平成15年度においては、地方公共団体へのアンケート、専門家ヒアリング及び用途別容積の交通インフラへの負荷についての調査方法の検討等を実施し、さらに引き続き検討を行っているところ。	
道路空間と建築物の立体的利用の推進 (国土交通省)	適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討する。		検討	平成15年度以降結論	(国土交通省) 道路空間と建築物の立体的利用についての調査を行い、地方公共団体における運用状況や要望等について確認した。なお、道路空間と建築物の立体的利用の推進については、「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月26日閣議決定)において、「平成16年度中に結論」を得ることとした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
航空法による建築物等の高さ制限の合理化 (国土交通省)	我が国の各空港が置かれている気象・地形などの自然的・地理的条件、稠密な市街地や船舶の輻輳する港湾等と近接しているといった立地条件や航空機の運航実態を踏まえた運航の安全性の確保と環境面の配慮の必要性を十分に考慮に入れて、最近の我が国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都心の高度利用のニーズも踏まえ、制限表面の見直しを検討する。		検討	平成15年度中目途に一定の結論	(国土交通省) 平成14年12月より、学識経験者等からなる検討委員会を設け、都市開発業者や自治体等へのヒアリング、飛行経路の実態把握、諸外国における制限表面制度の調査等、制限表面の見直しに関する調査検討を行った。 平成16年3月8日に第5回の委員会を開催し、「各空港ごとに、現在設定されている飛行経路に必要な空域、将来設定が予想される飛行経路に必要な空域及び現在・将来のレーダー誘導に必要な空域を確保した上で、円錐表面及び外側水平表面のうち、縮小可能な部分を削除する」という見直しの方向性をとりまとめた。平成16年度以降、都心部との近接性を考慮して、羽田、伊丹、福岡、宮崎及び那覇の各空港を対象として、制限表面の告示範囲を検証することとした。	
航空障害灯に係る規制の合理化 (国土交通省)	都心の高度利用の更なる進展に対応するとともに、ライトアップ等の都市美観との調和による都市景観の向上に資するため、航空機の運航の安全を確保した上で、航空障害灯の規制について個数、光度、点滅周期等の規制を必要最小限化する、あるいは建物のライトアップで代替可能とする等の措置を含めて検討を行い、更なる緩和を行う。 【航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の一部改正】		検討	結論	(国土交通省) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の一部改正(平成15年12月25日施行)により、航空障害灯の設置間隔の緩和、低光度化、点滅の削減及びライトアップ等による代替を可能とする規制緩和を行った。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
重要無線通信電波伝搬障害対策の見直し （総務省）	今後、都市の高度利用が更に進展する中で、重要無線通信の無線局の免許人と建築主の間の電波伝搬障害に係る協議に際しての基本的な考え方、協議からあっせんへの手続の流れ、これら当事者相互間の情報提供の在り方等を含め協議等の手続の円滑化について検討する。		検討	結論	<p>（総務省）</p> <p>重要無線通信の無線局免許人と建築主との間の協議等の手続の円滑化について検討を行うため、平成15年5月から「電波伝搬障害防止手続の円滑化に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。</p> <p>同報告書においては、主に以下の点について提言した。</p> <p>重要無線通信の障害原因となる高層建築物等について、当該原因部分に係る工事の制限期間が、電気通信業務に係るものは3年間、その他のものは2年間とされているが、対策期間・建築期間の現状等を考慮して、用途の違いに関わらず2年間とすることが適当。</p> <p>無線局免許人及び建築主が早期に自主的な事前協議をスタートできるよう行政による情報提供等の制度化を図るとともに、高層建築物等の予定工事届の早期の提出の制度化を図ることが適当。</p> <p>同研究会の提言を踏まえ、電気通信業務用の工事制限期間を緩和（3年間 2年間）することを含めた「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。</p>	
エレベーターの避難時利用の推進 （総務省、国土交通省）	今後、都市においてますます建築物の高層化が進展するとともに、高齢化が進んでいく中で、車椅子利用者などの身体障害者や高齢者等の被災時における安全かつ迅速な避難を確保するため、エレベーター（エレベーター周辺の待機場所等を含む。）の安全性に十分配慮した上で、エレベーターの身体障害者、高齢者等の避難手段としての利用についてソフト面（避難方法等）を含め検討する。		検討	結論	<p>（総務省・国土交通省）</p> <p>学識経験者等からなる検討委員会において、エレベーターの身体障害者等の避難手段としての利用について、ソフト面を含めた課題を把握するとともに、利用条件等について安全性に十分配慮することを前提として検討し、その結果を取りまとめた。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
空港の事業評価の情報開示 (国土交通省)	事業評価制度の導入前に着手された空港整備事業については、新規採択時の評価は実施されていないので、空港整備事業の透明性をより一層高めるとともに、都市の利便性や競争力の向上に資する都市部の空港に対する国民の理解の向上を図るため、事業に要した費用、加えて主要空港については便益を分かりやすい形で公表していく。		平成14年度以降逐次実施		(国土交通省) 「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」について、事業に要した費用や便益をより分かりやすい形での公表となるよう改定を行うとともに、平成15年4月地方公共団体等へ通知した。 また、新規採択時の事業評価を実施していなかった新北九州空港建設事業、旭川空港滑走路延長事業、静岡空港建設事業、函館空港滑走路延長事業について、費用及び便益を分かりやすい形で公表した。	
民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化等 (警察庁)	a 現在の制度においては、民間委託は、違法駐車車両の警告等に限られているが、今後、現場における駐車違反対応業務の民間委託を幅広く行うことができるように、広く国民の意見を踏まえながら、駐車違反に関する法制度の在り方を含めて検討する。 【道路交通法の一部を改正する法律案】			結論	(警察庁) 現場における駐車違反対応業務の民間委託を含む「道路交通法の一部を改正する法律案」を国会へ提出した。	
	b 違法駐車対策に資する自動車保管場所証明業務については、現在、現地調査、データの入力について民間委託が行われているが、今後、更に委託先の拡大を推進する。				措置済	(警察庁) 都道府県警察に対し、保管場所証明事務の委託先の拡大を推進するよう全国会議等で要請した。
都市交通基盤等の整備 (国土交通省)	a 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。	平成13年度以降逐次実施			(国土交通省) 街路事業関係予算として、平成16年度当初予算において、532,910百万円を計上した。	
	b 完了期間宣言路線といった取組を拡大して、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組を強化する。			平成14年度以降逐次実施	(国土交通省) 「完了期間宣言路線」の追加公表を含め、完了・供用時期を公表し供用を早める取組みを更に進め、これを重点的に支援した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
都市再生のための関連施策の一体的推進 (金融庁、総務省、財務省、国土交通省)	都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。	逐次実施			<p>(総務省)</p> <p>平成15年度より、不動産取得税の税率引下げ(3年間の措置)、特別土地保有税の課税停止、都市再生特別措置法の制定に関連した税制措置等の措置を継続しているところ。</p> <p>(財務省)</p> <p>既存の特例措置の活用を図るほか、平成15年度税制改正において、次の措置を講じた(平成15年4月1日施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し・軽減</li> <li>都市再生特別措置法の制定に関連した税制措置の創設等</li> </ul> <p>また、平成16年度税制改正において次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地譲渡益に対する税率の引下げ(長期譲渡所得26%)等</li> </ul>	
都市のグランドデザインの策定 (国土交通省)	<p>大都市地域については、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づくマスタープランにおいて、下記の項目についても明確に位置付けるよう措置する。</p> <p>(a) 都市の骨格・中核となる都市計画道路、大規模公園、緑地等の整備目標年度</p> <p>(b) 都市の過度な外延化の防止、職住近接の実現により、良好な都市環境を形成するための、都市全体と各エリアにおける人口密度(昼夜間人口)、一人当たり都市空間(住宅・オフィススペース)等に関する数値</p> <p>(c) ヒートアイランド現象の解消に資する、いわゆる「風の道」ともなる主要な緑地の配置の方針、確保目標</p> <p>【都市計画の迅速かつ適正な運用について(平成14年国土交通省課長通知)】</p>	措置済				
民間提案型の都市計画手続の導入 (国土交通省)	a 住民の意向を尊重し、これを適切に都市計画に反映させるよう、都市計画の提案に係る手続等を整備する。 【建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)】	法案提出	措置済 (平成15年1月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 都市計画審議会の運営について、都市計画の案の審議が円滑に進むよう、必要に応じ、開催間隔の短縮化、年間開催計画の公表、手続の短縮化等の運用改善に努めるよう措置する。 【都市計画運用指針の改訂】		措置済 （平成15年3月改訂）			
都市計画・建築規制の事前明示性の確保 （国土交通省）	民間のまちづくりの意欲を高め、投資を積極的に誘導し、良好な市街地整備を実現するために、都市計画・建築規制の運用に関する基準について、さらに客観性・明示性の高いものとするとともに、容積率規制の緩和等の都市計画等に関する問い合わせについて、都道府県等が一定期間内に回答するような仕組みの導入を図るよう措置する。 【都市計画の迅速かつ適正な運用について（平成14年国土交通省課長通知）】	措置済				
計画許可制度の導入 （国土交通省）	街区・地区単位で建築規制を課し、周辺との整合を勘案して緩和や規制を柔軟に行える仕組みを整備する。 【建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）】	法案提出	措置済 （平成15年1月施行）			
道路の掘り返し期間の短縮化 （国土交通省、警察庁）	道路使用・占用許可は、工事全体が発生させる混雑のコストを引き下げることを考慮して運用されるようにする。 【占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について（平成13年国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通知） 都市再生に向けた道路使用許可の適切かつ弾力的な運用について（平成14年警察庁交通局交通規制課長通達）】	措置済				
通勤鉄道における時間差料金制の導入 （国土交通省）	都心の土地の有効活用のためには、快適に通勤できる乗客の総数を大幅に増やす必要があるため、オフピーク時の運賃を安くし、ピーク時の運賃を高くする「時間差料金制」の採用誘因を鉄道事業者に与える方策を検討する。		検討	結論	（国土交通省） 通勤混雑時における鉄道の時間差料金制の採用誘因を鉄道事業者に与える方策について、有識者や鉄道事業者を交えて検討し、「鉄道運賃研究会・まとめ」を作成した。 なお、オフピーク料金制など諸外国都市における多様な時間差料金手法の収集、IT技術の活用など最近の技術の進展に対応した時間差料金制導入の技術的課題の整理等について、平成16年度以降引き続き検討を進めていくこととされた。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省)	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等の産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 【首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成14年法律第83号)】	法案提出	措置済 (7月廃止)			
市街地再開発事業の推進方策の検討 (国土交通省)	第一種市街地再開発事業の組合は、土地の所有者等からなる自治的組織であり、その運営が民主的になされることが担保されていることから、その強制的な設立が認められていることを踏まえて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する等の公共性を有する市街地再開発事業において、特に地権者が多数存在する事業について組合を含めた民間主体がより円滑に進める方策としては、いかなるものが考えられるかということについて検討する。		検討	結論	(国土交通省) 学識経験者、民間事業者等で構成される「新たな時代の要請に対応した市街地再開発事業の推進方策の検討会」を設置し、検討を行い、事業の早期段階における組合の設立や合意形成の円滑化を図るため、前倒し組合の活用等を可能とするための措置を講じることにより、市街地再開発事業の円滑な立ち上げを図るべきとの結論を得た。	
市街地再開発事業の施行区域要件の緩和 (国土交通省)	市街地再開発事業の施行区域要件について、耐用年限の3分の2を経過した建築物は、耐火建築物の算定から除外されているが、地震災害に強いまちづくりを推進していく観点からも、この耐用年限の短縮化を図り、施行可能なエリアの拡大を行う。 【都市再開発法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第408号)】	措置済 (12月施行)				
21第二種市街地再開発事業への民間参入 (国土交通省)	民間の資金やノウハウを活用し、魅力ある都市の再生や木造住宅密集地域の改善を積極的に推進するため、用地買収型である第二種市街地再開発事業の施行主体として、地方公共団体、公団等の公的主体に加え、一定要件を備えた民間主体も認める。 【都市再開発法等の一部を改正する法律(平成14年法律第11号)】	法案提出	措置済 (6月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
22第一種市街地再開発事業の権利変換計画に係る認可の迅速化(国土交通省)	第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可について、事業の迅速化を図る観点から、法令等の客観的基準に違反しないと認められる場合には、都道府県知事等は速やかに認可しなければならない旨周知徹底する。 【市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について(平成14年国土交通省課長通知)】	措置済				
23都市再開発法における行政代執行の強化(国土交通省)	市街地再開発事業の迅速化を図るため、施行者より請求があった場合には、都道府県知事等による行政代執行の的確な実施が確保されるよう、マニュアルの充実等運用の徹底を図る。 【行政代執行マニュアル(案)】	検討	措置済 (6月公表)			
24街区内の容積率の配分変更等の円滑化(国土交通省)	同一の街区内で複数の建築物を計画する場合、容積率の適切な配分変更等を円滑に行えるようにするため、一団地の総合的設計制度等を活用するほか、事業計画の変更等によって、高度利用地区、再開発地区計画等の都市計画について、内容の変更が必要となった場合には、迅速な手続により行うよう措置する。 【市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について(平成14年国土交通省課長通知)】	措置済				
25建築確認・検査業務と仮使用手続の見直し(国土交通省)	a 建築物の一部の使用を可能にする仮使用承認制度について、内装工事の完成した部分から承認の対象部分を順次追加していく方式の一層の活用を図る。また、建築物の仮使用承認制度について、安全上、防火上及び避難上支障がないと判断できる場合のハード面の状況やソフト面の対策の類型化等を通じて承認基準を明確化することや標準事務処理期間を設定すること等によって、手続の迅速化を図る。 【「仮使用承認制度の手続きの迅速化について(技術的助言)」(平成16年国土交通省課長通知)】			措置済	(国土交通省) 仮使用承認に係る手続きの迅速化を図るため、特定行政庁に対し、「仮使用承認制度の手続きの迅速化について(技術的助言)」(平成16年3月29日付国住指第4188号)を発出し、承認基準、標準事務処理期間の設定等について周知した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 不動産証券化が進展する中で、照明設備や防災設備等は設置しているが天井パネルが設置されていない場合等において、未完成の部分以外の部分が有する耐震性能等について評価し、情報提供するニーズが生じていることから、内装等が未完成の状態の建築物について、建築主等の依頼に応じて、信頼できる民間機関が、耐震性能等を評価し、情報提供する方法について検討する。【「民間機関による耐震性能等の評価について」(平成16年3月29日付国住指第4189号)】		検討	結論・措置済	(国土交通省) 関係機関に対し、「民間機関による耐震性能等の評価について」(平成16年3月29日付国住指第4189号)等を出し、内装等が未完成状態の建築物に関する民間機関による耐震性能等の評価、情報提供の方法について、基本的考え方を周知した。	
26大規模小売店舗立地法手続の合理化(経済産業省)	都市計画手続や環境アセスメント手続等の法律、条例に基づき大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)と同様の審査、手続が事前になされている事業については、同法の審査の簡素化、省略化、迅速化を図るよう、同法を運用する都道府県知事等に要請し、徹底する。 【大規模小売店舗立地法の運用について(法審査の合理化について)(平成15年経済産業省商務情報政策局流通産業課長通知)】		措置済			
27消防・建築関係の指導の適正化(総務省、国土交通省)	超高層建築物等について、火災等の災害時に人命救助等を容易にするため、地方公共団体の消防担当部局が、ヘリコプターの緊急離発着場等の設置を求めるなど、法令上義務付けられた水準を超えることを求める指導を行う場合がある。 また、建築確認の際に、特定行政庁や指定確認検査機関が、性能規定化以前に行われていた防災評定や構造評定(高さ45m超60m以下の建築物について)を求めるなど、従前の取扱いに基づくことを求める指導もあるとの指摘がある。 このような指導の性格は、本来、任意の協力を求めるものであり、強制力を伴うものではない旨、通知により地方公共団体等に周知が図られてきたところであるが、改めて、同趣旨を周知徹底する。		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
28重畳的規制の整理・合理化 (総務省、国土交通省)	a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。		平成14年度検討開始、逐次実施		(総務省、国土交通省) 消防用設備等の技術基準の性能規定化に関して検討を行うために、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省も参画するなど、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、消防法と建築基準法の規制内容の整理・合理化及び統一的運用の観点も踏まえて必要な検討を行っているところである。	
	b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができるとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。		平成14年度検討開始、逐次実施			
29消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化 (総務省)  (国土交通省)	a 消防法について、建築基準法の性能規定化との整合性を確保するとともに、消防法に規定する消防用設備や消火活動上必要な施設について、できる限り性能規定化を図る。		平成14年度検討開始、逐次実施		(総務省) 「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号)」により、現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備したところであり、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省の参画も得て、技術基準の性能規定化について検討しているところ。	
	b 建築基準法においても、消防法の性能規定化に伴い必要となる性能規定の整理・合理化を行う。		平成14年度検討開始、逐次実施			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
30加圧防排煙システムに係る手続の見直し (国土交通省)  (総務省、国土交通省)	a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン(排気ファン)を兼用できるよう検討する。		検討	平成16年度結論	(国土交通省) 学識経験者等からなる検討委員会において、加圧防排煙システムについて、建築主事等による建築確認を行う際に必要とされる避難安全検証法への導入に関して、その技術的可否を含め検討しているところ。	
	b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。		逐次検討		(総務省) 「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号)」により、現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備したところであり、消防庁において開催している「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に国土交通省の参画も得て、消防隊の活動支援に必要な排煙設備に係る技術基準の性能規定化について、連携を図りながら検討を行っているところ。 (国土交通省) 消防法の性能規定化に伴う建築基準法の性能規定の整理・合理化の観点から、消防庁が消防法の性能規定化を行うために設けた「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」に参画することなどを通じて検討しているところ。	
31駐車場出入口規定の弾力化 (国土交通省)	安全かつ円滑な道路交通が確保されると認められる場合には、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)の駐車場の出入口に関する規定について柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。		検討	結論	(国土交通省) 交差点における出入口設置、大規模な駐車場の出入口離隔に係る規定について、一定の条件の下、緩和できる方向で結論を得た。駐車場法施行令について、所要の改正を行い、平成16年7月に、公布、施行する予定。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
32都市公園の技術的基準等の柔軟化 (国土交通省)	地域の自然的、歴史的特性等の下、多様な市街地が形成されている状況に柔軟に対応できるよう、都市公園の設置基準や公園施設及び占用物件について、弾力化を図る。 【都市公園法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第号)】		検討	措置済	(国土交通省) 地方公共団体が設置する都市公園の配置の基準を見直し、都市公園の誘致距離の標準を廃止することとした。 また、公園施設及び占用物件の弾力化を図り、地方公共団体が条例で定める休養施設等を公園施設に、条例で定める仮設の物件等を占用物件に、それぞれ新たに追加した。(都市公園法施行令の一部を改正する政令(平成15年3月28日施行))	
33畜舎等における防火規定の適用除外要件の拡大 (国土交通省)	畜舎等に係る防火壁の設置義務の適用除外要件である周辺建物等からの距離(20m超)について、延焼防止の観点から一定の安全措置を講じたものについて6mまで緩和するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。 【平成15年国土交通省告示による平成6年建設省告示第1716号の一部改正】		措置済 (平成15年3月施行)			
34集団規定等の性能規定化の推進 (国土交通省)	a 建築基準法(昭和25年法律第201号)の集団規定をできるだけ仕様規定から性能規定に移行させる。また、移行できない規定についても、その趣旨・目的の明確化や内容の簡明化に努める。例えば、道路斜線制限については、今後、簡明さの維持という点も十分に踏まえつつ、各種技術進歩を活用し、基本的指標である天空率等の考え方ができるだけ柔軟にいかされるようにする。 【建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)】	法案提出	措置済 (平成15年1月施行)			
	b オフィス等の住宅への転用を促進するため、住宅に係る採光に関する規定の合理化を図る。 【建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件(平成15年国土交通省告示)】		措置済 (平成15年3月施行)			
35都市計画・建築規制の説明責任 (国土交通省)	a 都市計画決定権者が、用途、容積率等に係る規制について、その根拠の説明責任を果たすよう措置する。 【都市計画の迅速かつ適正な運用について(平成14年国土交通省課長通知)】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 都市計画・建築規制に関する行政事件訴訟について、出訴要件の明確化の観点から、処分性、原告適格等に関する情報提供等ができるようにする。 【都市計画・建築規制に関する裁判事例のとりまとめ等】	検討	結論	措置済	(国土交通省) 裁判事例を収集・整理し、ホームページに相談窓口の開設を行った。	
36違反建築物対策 (国土交通省)	建築規制に関する違反是正の実効性確保のため、行政代執行の積極的活用に向けた違反建築物対策のためのマニュアル策定や運用の徹底のための措置を始め、違反建築物に関する情報開示、賦課金等の経済的なインセンティブ効果のある対策等について、幅広い観点から検討する。 【「既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて」(平成14年国土交通省課長通知 等)】	検討	一部措置済	結論・措置済	(国土交通省) 「既存建築物に係る違反対策推進計画策定について(技術的助言)」及び「既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて(技術的助言)」を平成14年4月11日に各特定行政庁に発出する措置等を行った。この中で、行政代執行の積極的活用、違反建築物に関する情報開示等について言及した。 また、経済的インセンティブ効果のある対策についての検討を踏まえて、罰則の強化を内容とする建築基準法の一部改正について閣議決定がなされたところ。(改正法は平成16年6月2日に公布済)	
37不動産関連情報 の一層の開示 (国土交通省)	a 不動産に関するインデックスを作成する民間主体等が、守秘義務を前提としながら、実売買価格を含む不動産取引事例の情報を十分に活用できる仕組みを整備する。	平成14年度以降逐次実施			(国土交通省) 不動産投資インデックスの民間による整備が推進されるよう、不動産投資インデックスのガイドラインを作成し、平成14年12月24日に公表した。	
	b 地価公示価格の透明性及び社会的信頼性を高めるため、取引当事者・取引対象地等が特定されない範囲で、評価に用いた基礎的情報及び評価手続について、閲覧等により一般に公開できるようにするなど、地価公示価格情報の一層の開示を図る。	平成13年度以降逐次実施			(国土交通省) 地価公示に係る鑑定評価書記載事項のうち、現在情報公開法の手続きを経て開示している情報を国土交通省の窓口での閲覧に供するため平成14年に構築された電子システムについて、平成15年地価公示に係る情報を追加し、閲覧に供する環境を拡充・整備した。 平成16年地価公示に関する公表資料において、平成14年、平成15年に講じた内容改正に加え、一層具体的な評価内容等がより明確に分かる資料を追加した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(総務省)	c 固定資産税評価額について、現在自己の資産に関する部分に縦覧が限定されているが、これを他の資産の評価額と比較できるよう、固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、更なる情報開示を進める。 【地方税法の一部を改正する法律(平成14年法律第17号)】	法案成立後公布	一部措置済(4月一部施行、平成15年1月施行)	措置済	(総務省) 平成14年度から、宅地評価に係る路線価等を記載した図面の公開を法律により義務付け、自己の資産が他に較べて適正に評価されているか確認できるようになった。平成15年度から、自己の資産と他の資産の評価額を比較できるよう、縦覧対象範囲を拡大し、他の資産の評価額についても記載された縦覧帳簿を同一市町村内の納税者の縦覧に供するようになった。このほか、固定資産課税台帳の閲覧を法定化し、借地人・借家人等についても閲覧できるようにするとともに、台帳記載事項の証明書の交付を受けることが可能となった。また、納税者が自己の課税内容が適正かどうかチェックできるよう、課税明細書の送付を義務付けるなど、情報開示の推進を図った。	
(国土交通省)	d 不動産流通機構が運営しているコンピュータ・システム・ネットワークであるレインズ(Real Estate Information Network System)情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討し、所要の措置を講ずる。	検討	一部措置済	措置済	(国土交通省) インターネット上での市況情報提供に関し、路線別情報の提供拡大や情報内容の充実等について措置した。	
(国土交通省、法務省等関係省庁)	e 不動産取引価格情報の把握、開示に向けて、売買事例の把握と提供の在り方等について、国土交通省を中心として法務省等関係省庁は連携して検討していく。		検討	結論	(国土交通省) 不動産取引価格情報の提供については、平成15年12月19日の国土審議会土地政策分科会の建議において、物件が特定されない形で情報提供する制度として立案することで方向性が得られた。 正確な取引価格情報の提供は、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るために早急に実現しなければならない重要な政策課題であり、このような制度を、個人情報等の保護に対する国民意識にも配慮しつつ構築し、さらに充実していくためには、幅広い国民の理解が得られるよう、実施上の課題も含めて、実績を通じて検証していく。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
38不動産鑑定評価の適正化 (国土交通省)	<p>多様化・高度化する不動産の鑑定評価に対するニーズに的確に対応できるよう、収益性を重視した、より精緻な手法や、より詳細な調査等を位置付けた不動産鑑定評価基準への見直しを行うことにより、不動産鑑定士等が依頼者に対するより一層の説明責任を果たすことができるようにする。また、実務レベルにおいて、その基準に基づいた不動産鑑定評価の普及・定着を図る。</p> <p>【「不動産鑑定評価基準等の改正について」(平成14年国土交通事務次官通知)により、不動産鑑定評価基準を改正】</p>	検討	措置済 (平成15年1月より運用開始)			
39透明かつ公平な不動産流通制度の再構築 (国土交通省)	<p>不動産流通を活性化させるため、より透明で公平な不動産取引の確保の観点から以下の点について検討する。</p> <p>(a) 宅地建物取引業者の業務及び責任の範囲の明確化 (b) 宅地建物取引業務以外のサービスの在り方 (c) 複雑化している「重要事項説明」に関する優先度を考慮した再整理</p> <p>【不動産流通業務のあり方研究会とりまとめ(平成15年3月31日)、不動産流通の円滑化について(平成15年7月10日国総動第71号総合政策局長通知)、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正(平成15年国総動第75号総合政策局不動産課長通知)】</p>		一部措置済	措置済	<p>(国土交通省)</p> <p>平成14年度に学識経験者等で構成される「不動産流通業務のあり方研究会」を設置し、平成15年3月に報告書を取りまとめた(「不動産流通業務のあり方研究会とりまとめ」)。さらに、これを踏まえて、平成15年7月、宅地建物取引業者が左記の事項を含む留意すべき事項を業界団体等に対して通知した。</p> <p>(不動産流通の円滑化について(平成15年7月10日国総動第71号総合政策局長通知))</p> <p>(「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正(平成15年国総動第75号総合政策局不動産課長通知))</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
40借家制度の更なる改善(法務省)	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めることを検討する。		検討	結論	<p>(法務省)</p> <p>法務省としては、aからcまでの各検討項目について、「定期借家制度実態調査」(平成15年9月・国土交通省)や「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」(平成15年8月・法務省)の結果等を踏まえつつ、必要な検討・見直し作業を行ってきたところであり、これまでの論点整理の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) aの検討項目について</p> <p>前記実態調査では、定期借家への切替えを認めるべきであるとする回答が、事業者側で66.5%(反対15.1%)、入居者側で53.1%(反対26.0%)となっている。この論点に関する主な指摘としては、当事者の合意に基づく以上、切替えを禁止する理由はない、切替えを認めないと、賃借人が家賃の低廉な定期借家制度を利用できないなど、かえって賃借人の利益を損ねるおそれがあるというものがあつた反面、真意確保のための措置を講じなかった場合、定期借家について賃借人の理解が不十分なまま切替えが行われるおそれがあるというものもあつた。</p> <p>(2) bの検討項目について</p> <p>(賃貸人の書面による説明義務の廃止の是非)</p> <p>前記実態調査では、廃止すべきであるとする回答が、事業者側で42.4%(反対46.0%)、入居者側で19.2%(反対63.1%)となっている。この論点に関する主な指摘としては、宅建業者が重要事項説明書で説明している場合や再契約の場合に、重ねて説明義務を課すのは無意味であるというものがあつた反面、説明義務を廃止すると、定期借家についての賃借人の理解が不十分なまま契約が締結されるおそれがある、定期借家契約の締結に宅建業者が関与しない場合もあり、説明義務の一律廃止は不相当であるというものもあつた。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>(賃借人の中途解約権の廃止の是非)</p> <p>前記実態調査では、廃止すべきであるとする回答が、事業者側で20.9%(反対59.9%)、入居者側で9.6%(反対78.2%)にとどまった。この論点に関する主な指摘としては、中途解約権は、期間満了までの安定した収益の確保への期待を侵害しているというものがあつた反面、契約時に予測し難いやむを得ない事情が生じた場合にまで、賃借人に期間満了までの賃料支払義務を課するのは酷である、中途解約の定めのない契約で借り手を見付けるのは、実際上困難であるというものもあつた。</p> <p>(3) cの林業項目について</p> <p>(正当事由制度の客観的要件化の是非)</p> <p>前記表判断調査では、正当事由の判断要素として、「建物の老朽化による建替えの必要性」を考慮している事案が48.2%、「(建物の存する地域の状況、建物又は土地の低収益性にかんがみ)土地の有効利用のための建替えの必要性」を考慮している事案が37.3%に上つた。この論点に関する主な指摘としては、現行の正当事由制度は必要以上に賃借人の保護に傾いており、建物の老朽化に伴う建替えや再開発等による都市再生を阻害する要因となっているというものがあつた反面、建物・敷地の高度利用、再開発等を目的とする明渡し要求を正面から認めると、賃借人の保護が弱められるおそれがあるというものもあつた。</p> <p>(立退料の位置付け・在り方)</p> <p>前記表判断調査では、裁判所が支払を命じた立退料の金額については、最低12万7,500円から最高5,000万円までの範囲に分布していたこと、立退料の算定については、一般的に、借家権価格、移転費用等、営業補償、賃料等の考慮要素を事案に応じて総合的に考慮していること等が認められた。この論点に関する主な指摘としては、算定基準が不明確で、建物明渡しの可否について事前の予測が困難である、一定の金額(例えば賃料の数か月分)を支払えば、それだけで建物の明渡しが認められるようにすべきであるというものがあつた反面、立</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>退料の金額は、具体的事情に応じて異なるものであり、合理的な内容の基準の設定は困難である、一定額の支払により建物の明渡しが認められることにすると、現行法上立退料の支払が不要な事案についても、画一的に立退料の支払が必要なものとされるおそれがあるというものもあった。</p> <p>なお、aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による法改正に向けた具体的な検討が進められている状況にあり、法務省としては、その検討状況や上記の論点整理の結果を踏まえて、具体的措置の内容について、検討・調整を図るとの結論を得た。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。		検討	結論	同上	
	c 借地借家法(平成3年法律第90号)上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。		検討	結論	同上	
	d 長期の定期借家契約の普及を促進する観点から、1か月とされる賃貸に関する仲介手数料について、実態の調査・分析を行い、その在り方について検討する。 【不動産流通業務のあり方研究会とりまとめ(平成15年3月31日)、不動産流通の円滑化について(平成15年7月10日国総動第71号総合政策局長通知)、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正(平成15年国総動第75号総合政策局長不動産課長通知)】		一部措置済	措置済	(国土交通省) 平成14年度に学識経験者等で構成される「不動産流通業務のあり方研究会」を設置し検討を行い、以下の結論を得た。 賃貸借の媒介報酬額の制限が定期借家契約の普及を妨げているとは考えにくい。 定期借家に係る媒介報酬額が引き上げられた場合、テナントのコストが増し、定期借家契約の普及が妨げられる可能性がある。 媒介業務とは別に不動産コンサルティング業務の一環として貸主に定期借家契約の利用を提案し、媒介報酬とは別に当該業務に係る報酬を受領することは可能である。 (「不動産流通業務のあり方研究会とりまとめ」) これを受け、平成15年7月、上記 について業界団体等 に対して通知した。 (不動産流通の円滑化について(平成15年7月10日国総動第71号総合政策局長通知)) (「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正(平成15年国総動第75号総合政策局長不動産課長通知))	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
41競売の実効性確保 (法務省)	<p>民法(明治29年法律第89号)第395条の短期貸借保護制度については、抵当権に後れる貸借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討する。</p> <p>また、以下の点を含め、競売制度ひいては担保制度に関する制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善を検討する。</p> <p>(a) 競売参加者による物件内覧の機会の拡充</p> <p>(b) 占有の正当性を占有者が挙証できない場合につき占有権原を否定する途を開くこと</p> <p>(c) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の保全処分など占有排除に関する処分については、当事者を確知できなくともその物件の占有者に対して効力が及ぶような立法措置</p> <p>(d) 最低売却価額の制度の在り方</p> <p>(e) 競売物件の瑕疵担保責任の在り方</p> <p>【担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律(平成15年法律第134号)】</p>	検討	法案提出	措置済	(法務省) 「措置内容」欄記載の事項について検討した結果を内容とする「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第134号)が平成15年8月1日に公布された(平成16年4月1日施行)。	
42地籍調査の積極的推進等 (国土交通省)	<p>a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。</p>		平成14年度以降逐次実施		(国土交通省) 専門技術者の積極的活用等を内容とする都市再生地籍調査事業を実施した。 また、平成15年6月の都市再生本部の議論を踏まえ、民活と各省連携による地籍整備を推進するための具体的方策を検討し、平成16年度から都市再生街区基本調査を実施する予定。	
(法務省)	<p>b 土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みについて、総合的な裁判外の紛争処理解決手段(ADR)の制度基盤を整備するための方策(ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的枠組みを規定する法案の提出を含む。)に関する検討を踏まえて、必要な方策を検討する。</p>		総合的なADRの制度基盤の整備に関する検討を踏まえて平成14年度以降措置		(法務省) 土地の境界確定を裁判によらず迅速かつ合理的に行うための制度の創設を現在検討中であり、その実施時期や具体的な仕組みについては未定であるが、平成17年の通常国会に関連する法案を提出することを予定している。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
43不動産特定共同事業の手続要件(国土交通省、金融庁)	電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するのかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。 【「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の廃止について」の一部改正について(平成16年3月10日金監578号・国総動投第203号、金融庁監督局長・国土交通省総合政策局長通知)】	検討・結論		措置済	(金融庁・国土交通省) 不動産特定共同事業法の契約前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発送した(「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の廃止について」の一部改正について(平成16年3月10日金監578号・国総動投第203号、金融庁監督局長・国土交通省総合政策局長通知))	
44資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化(金融庁) <金融才の再掲>	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討をする。 【資産の流動化に関する法律施行規則(平成14年12月内閣府令第85号)】		一部措置済 (12月施行)	検討	<金融才の再掲>	
45特定目的会社の借入先の拡大(金融庁) <金融才の再掲>	適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討する。			検討	<金融才の再掲>	
46自己競落による競落の仕組みの検討(金融庁) <金融ア29の再掲>	a 競落対象物件の拡大 銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。			検討	<金融ア29の再掲>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 出資条件の緩和 独禁法11条ガイドライン及び銀行関係事務ガイドラインの改正を受けて、自己競落会社に対して当該親銀行の親会社（持株会社）やグループ会社の出資も認めることについて、所管官庁の解釈を明確化することを検討する。			検討	<金融ア29の再掲>	
47倒産法制の整備 （法務省） <法務イ25bの再掲>	過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。 なお、破産法の改正作業に際しては、賃料債権の処分等についての効力を制限している規定の在り方や、適正価格により不動産等の資産を売却した際の否認制度の在り方などについて、「破産法等の見直しに関する中間試案」に対する意見等を踏まえた検討を行い、結論を得る。	検討	検討 （破産法）	法案提出 （破産法）	<法務イ25bの再掲>	
48エスクロー制度の導入 （国土交通省）	金融資産及び不動産の売買市場が拡大する中で、市場参加者も多様化しつつある。市場参加者の裾野を拡大し、資産流動化を一層促進するために、諸外国における制度を参考としつつ、我が国においてもエスクローの仕組みを制度として導入すべきであるとの指摘がある。一方、現行法の下でも当事者が契約によりエスクローの仕組みを採用することは禁止されておらず、不動産についてはニーズがないとの意見もある。したがって、我が国におけるエスクローへのニーズの存否についてその実態を調査し、制度的な手当ての必要性を検討する。			検討	（国土交通省） 平成15年度に日本におけるエスクローへのニーズ等について学識経験者等に対するヒアリングを実施する等検討を行い、平成16年度中に結論を得る。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
49地方公共団体における制度運営の適正化 (国土交通省、総務省)	<p>地方公共団体による要綱行政については、駐車場や住宅付置義務、負担金や施設提供義務など実質的な強制を行うようなものは、これを条例化することを原則とするとともに、その内容を法令の趣旨に照らし適正なものとするなど、ルールの明確化・客観化を図るよう要請する。</p> <p>また、要綱による行政は、必要最小限の期間に限ることとし、その目的・意義を一定期間ごとに再検討し、できるだけ縮小することを基本とするよう要請する。</p> <p>【宅地開発等指導要綱の適正な見直しについて(通知)(平成14年総務省政策統括官、国土交通省総合政策局長、国土交通省住宅局長通知)</p>	措置済				
50区分所有法(昭和37年法律第69号)の建て替え要件の見直し等 (法務省)	<p>a 区分所有法の建て替え要件を5分の4以上の合意のみとすることや、隣接敷地との敷地共同化による建て替えや住宅部分以外の床(商業・業務床)の大幅な増加を認めることも含めて、マンション建て替えを円滑に実施するための方策を早急に検討し、平成14年秋までに改正法案を作成する。</p> <p>【建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第140号)】</p> <p>b マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。</p> <p>【建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第140号)】</p>	検討	法案成立後公布	措置済	<p>(法務省)</p> <p>建て替えについての決議の要件の合理化(5分の4以上の特別多数決議のみ)、敷地の範囲・建物の使用目的の同一性の要件の緩和・撤廃等の区分所有建物の建て替えの実施の円滑化及び管理の円滑化に関する改正を内容とする「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第140号、平成14年12月11日公布、平成15年6月1日施行)により、措置した。</p> <p>マンションの共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴うものを除く。)の決議要件を過半数に緩和すること等の区分所有建物の管理の円滑化及び建て替えの実施の円滑化に関する改正を内容とする「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第140号、平成14年12月11日公布、平成15年6月1日施行)により、措置した。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
51マンション建て替え法制の整備 (国土交通省)	<p>区分所有者による良好な居住環境を備えたマンションへの建て替え事業を円滑化するため、法的安定性の確保に留意しつつ、行政庁の認可に基づく法人格を有する建て替えのための団体の設立、抵当権等を含む関係権利が建て替えに伴って円滑かつ確実に再建建物に移行するための仕組みの整備等を内容とする新たな建て替え制度を整備する。</p> <p>【マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)】</p>	法案提出	措置済 (12月施行)		<p>(H14措置済) (国土交通省)</p> <p>マンション建替組合の設立、権利変換手法による関係権利の円滑な移行等を内容とする新たな法制度である「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が平成14年6月19日に公布され、同年12月18日から施行された。また、建物の区分所有等に関する法律の改正に併せてマンションの建替えの円滑化等に関する法律を改正し、団地型マンションの建て替え規定等が整備された。(平成15年6月施行)</p>	
52既存不適格マンションの建て替えの円滑化 (国土交通省)	<p>総合設計制度等の容積率特例制度の積極的活用等により既存不適格マンションの建て替えの円滑化を図る。</p> <p>【マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針(国土交通省告示第1108号)、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行について(平成14年12月19日国土交通省住宅局長通知)】</p>		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
53中古住宅市場の整備 (国土交通省)	平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報(新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等)の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる。	一部措置済	一部措置済	逐次実施	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第95号)及び日本住宅性能表示基準、評価方法基準等の対象に既存住宅を加えた。(平成14年8月20日施行)</li> <li>・平成14年度に、マンション履歴情報システムの試験運用を管理組合を対象に実施するとともに、管理組合、マンション管理業者、宅地建物取引業者に対してマンションの履歴情報の利用に関する調査を実施した。</li> <li>これらの結果を踏まえ、マンション履歴情報システム検討委員会において、本システムを運用するに当たっての問題点を把握するとともに、その活用方策について検討し、その報告をとりまとめた。</li> <li>平成16年1月に中高層共同住宅標準管理規約を改正し、マンションの維持管理等に係る履歴情報の整理及び管理を管理組合の業務として位置づけた。</li> <li>・平成14年度以降、既存住宅性能表示制度を踏まえた、戸建住宅に係る履歴情報システムのあり方を検討中。</li> <li>・「価格査定マニュアル(戸建住宅、中古マンション)」を改訂し、リフォームや履歴情報等といった項目についても査定評価に反映させるとともに、近年のIT化の進展に対応するため、マニュアルの電子化(価格査定システムの構築)を進めてきたところである。既に戸建住宅の価格査定システムについては、住宅の質の評価手法等について検討したうえで、平成14年3月にCD-ROM版に改訂した。また、中古マンションの価格査定システムについても、平成15年3月にCD-ROM版に改訂した。</li> <li>・平成13年4月に、中古住宅(既存住宅)に関する瑕疵保証制度を創設し、現在、その普及を推進しているところ。</li> </ul>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
54中古住宅の検査制度、性能表示制度の整備(国土交通省)	中古住宅の外装、内装、設備、耐震性能等を第三者である評価機関が買主又は売主に代わって標準化された方法により検査し、その結果を参考とし売買契約や賃貸借契約の締結を判断できるような制度を導入する。 【住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第95号)】		措置済			
55マンション等のストック管理のルール(国土交通省)	マンションの老朽・劣化に対応するための長期修繕計画、地震・火災などによる損傷・滅失に対応するための保険等危機管理・復旧の問題、長期修繕計画後建物の寿命を迎えるまでの間の延命措置(建物の部分建て替えなど)につき、マンションの所有者全員で構成される区分所有者の団体(いわゆる「管理組合」)により適切な計画が策定されることを促進するため、例えば修繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例示、事例集の作成等環境整備に努める。 【「マンション管理の診断マニュアル」、「マンション管理のQ & A」及び「マンション管理の判例&解説」を作成し、(財)マンション管理センターの機関誌「マンション管理センター通信」を通じ周知】	検討	措置済			
56マンションの維持管理等に係る履歴情報の整備(国土交通省)	管理組合によるマンションの適正な維持管理を支援するとともに、中古マンションの市場での流通円滑化を図ることを目的として、管理組合及び中古マンション購入者による維持管理等に係る履歴情報の利用可能性を高めるための方策を検討する。	検討	結論	措置済	(国土交通省) 平成14年度に、マンション履歴情報システムの試験運用を管理組合を対象に実施するとともに、管理組合、マンション管理業者、宅地建物取引業者に対してマンションの履歴情報の利用に関する調査を実施した。 これらの結果を踏まえ、マンション履歴情報システム検討委員会において、本システムを運用するに当たっての問題点を把握するとともに、その活用方策について検討し、その報告をとりまとめた。 中高層共同住宅標準管理規約の改正(平成16年1月)を行い、マンションの維持管理等に係る履歴情報の整理及び管理を管理組合の業務として位置づけた。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
57 公的土地の有効活用 (国土交通省)	地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、PFI事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。	平成13年度以降逐次実施			(国土交通省) ・同趣旨について全国公営住宅担当者会議等で地方公共団体に周知した。 ・東京都と基本協定を締結した事業者が都営南青山一丁目団地におけるPFI的手法による建替事業の工事に着手した。(平成16年3月) ・広島県が県営上安住宅におけるPFI手法による建設事業の事業者と基本協定を締結した。(平成15年10月) ・山形県が県営鈴川団地におけるPFI手法による移転建替事業の落札者を決定した。(平成16年3月) ・広島県が県営坂地区住宅におけるPFI手法による建設事業の募集要項を公表した。(平成16年2月)	
58 適正な公営住宅管理 (国土交通省)	a 公営住宅については、真に住宅に困窮している者に的確に供給することが重要であり、入居における資産の考慮も含めた適正な管理や地域の状況に応じた効率的な運営の在り方について検討する。 【公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第86号)等】		検討	結論・措置済	(国土交通省) 平成14年9月から平成15年6月にかけて、「公営住宅管理に関する研究会」において公営住宅の適正な管理や地域の状況に応じた効率的な運営の在り方について検討を行い、平成15年9月にその報告書がとりまとめられた。 これを受けて、事業主体の判断により公営住宅の家賃に地域の実情をよりの確に反映させること等の観点から、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号及び平成8年8月30日建設省告示第1783号を改正し、公営住宅の家賃算定に係る係数の見直しを行った。 (公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成16年3月31日公布・施行) 平成8年8月30日建設省告示第1783号の一部改正(平成16年3月31日公布、平成16年10月1日施行))	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省、厚生労働省)	b 公的に家賃の援助を受けている公営住宅入居者の家賃滞納防止のため、家賃を公営住宅の担当部局が家賃援助の担当部局より直接受領する等の関係部局が連携した対策の推進など、公営住宅の家賃の滞納防止を図る。 【公営住宅の家賃の取扱い等について(平成14年国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知)、公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて(平成14年厚生労働省社会・援護局保護課長通知)】	措置済			(国土交通省、厚生労働省) 関係部局が連携した対策の推進について通知を発出した。(公営住宅の家賃の取扱い等について(平成14年3月29日住宅局総務課公営住宅管理対策官通知))	
59 都市計画制度改正の円滑な施行(国土交通省)	第147回国会においてなされた都市計画法改正により、準都市計画区域制度や特定用途制限地域制度、特例容積率適用区域制度等が創設されるとともに、都市計画に関するマスタープランの充実線引きの選択制の導入等の措置が行われたが、これらの制度を地方公共団体が十分に使いこなせるよう、都市計画運用指針の周知を行い、改正法の円滑な施行を図る。	措置済				
60 土地利用に係るマスタープランの拡充(国土交通省)	土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。	検討			(国土交通省) 土地利用基本計画の機能の拡充に向けて、地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針の詳細化、電子化による計画策定・変更業務の効率化等の検討を進めているところ。	
61 開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続(国土交通省)	開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続の迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。 【提出書類等の簡素化・統一化については、「開発許可制度運用指針」(平成13年国土交通省総合政策局長通知)において措置済み】	一部措置済	検討	措置済	(国土交通省) 開発行為・宅地造成に関する工事の完了検査等の状況に関する全国調査を実施し、その結果を各許可権者に通知した上で、事務の円滑かつ迅速な処理についての要請を実施した。提出書類等の簡素化・統一化については、「開発許可制度運用指針」(平成13年国土交通省総合政策局長通知)において措置した。	
62 駐車場付置義務の弾力化(国土交通省)	地方公共団体の参考となるよう、地区特性を加味した駐車場付置義務基準に関する考え方について検討する。		検討	結論	(国土交通省) 附置義務基準について、地区特性に応じた合理的な設定を推奨する方向で結論を得た。平成16年7月に、附置義務基準に対する考え方を通知する予定。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
63総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化 （総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）	各道府県における総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の目録の見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、所要の措置を講ずる。 【総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更について（通知）（平成15年12月17日・総行地第150号、15農振第1975号、国都地第130号）】		検討・結論	措置済	（総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省） 各道府県における総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）の基本構想の見直しの際の協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、協議のオンライン化等の措置に係る通知を平成15年12月17日付で各道府県に行った。（総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更について（通知）（総行地第150号、15農振第1975号、国都地第130号））	

## イ 公共工事

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
公共事業契約に係る入札参加資格等の見直し （国土交通省、総務省及び関係府省） <競争力の再掲>	公共事業の契約において、必要に応じて「工事、製造又は販売等の実績」、「工事等についての経験」を参加資格として定める場合については、契約実績を掲げるときは、官公庁契約のみに限らず、同等の技術力等を要求されると考えられる民間契約もできる限り同等に扱う。「入札に参加する者の事業所の所在地」等に関する必要な資格を定める地域要件についても、新規事業者が事業範囲を拡大していく場合の制約となっていないか等の視点も含め、諸外国の制度を参考にしつつ、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての見直しを踏まえて、今後、その在り方を検討する。		継続的に検討			<競争力の再掲>	
多様な入札・契約方式の推進 （国土交通省、総務省及び関係府省） <競争力の再掲>	a 国土交通省直轄工事においては、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設コストの縮減を図ることを目的に、施工方法等の技術提案を受け付ける方式として、入札時VE方式や契約後VE方式が試行的に導入されており、その提案の範囲についても工事目的物の変更も認められるようになるなど、積極的にその推進に取り組んでいるところであるが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、試行の拡大等により同方式での契約を本格的に導入する等、更なる拡大を図る			逐次措置		<競争力の再掲>	
（国土交通省及び関係府省）	b 公共工事の品質確保を図る観点から、国等の機関においては、環境維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、価格とともに性能等を併せて評価する総合評価落札方式による発注を積極的に推進する。			逐次措置		<競争力の再掲>	
地域要件の適正化の推進 （総務省、国土交通省） <競争力の再掲>	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。		継続的に検討			<競争力の再掲>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
指名停止措置の更なる強化 (国土交通省及び関係府省) <競争力の再掲>	違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(中央公契連モデル)における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運用の明確性及び手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討する。			検討	<競争力の再掲>	
入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、総務省) <競争力の再掲>	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。		逐次措置		<競争力の再掲>	
PFI事業の推進 (内閣府、総務省、財務省)	<p>PFI手法を有効に活用するためには、民間の創意工夫が最大限発揮できるようにすることが重要である。</p> <p>このため、(a)入札前に、リスク分担等の契約内容の明確化を図るために、国・地方公共団体と入札参加者が十分に意思疎通を行い、必要があれば、全ての入札参加者に周知した上で契約書案の変更を行うこと、(b)事業内容に応じて、資格審査段階において、まず簡易な事業提案に係る審査を行うことにより、入札前の多段階選抜を行うこと、(c)入札後の契約締結の際に、入札前には確定していないリスク分担等の明確化を図るために契約書案の変更を行うことについて、現行法令上可能である事項を発注者に対して明示する。</p> <p>【PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて(平成15年3月20日関係府省連絡会議幹事会申合せ)】</p>		措置済		<p>(内閣府、総務省、財務省)</p> <p>平成15年3月20日開催の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、左記の措置内容に係る事項についての申合せ(「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」)を行った。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
パブリック・インボルブメントの活用 (農林水産省、国土交通省)	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントの在り方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進める。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援する。	一部措置済	一部措置済	モデル事業を実施、成案を地方公共団体に提示等	<p>(国土交通省)</p> <p>河川事業においては、平成9年の河川法改正により河川整備計画の策定の際に関係住民等の意見を反映させる手続きを導入した。この河川法の趣旨に基づき、公聴会の実施や平成16年3月までに、30の一級河川において、河川整備計画の策定にあたって、学識経験者等の意見を聴くための流域委員会等を設置している。</p> <p>直轄道路事業については、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(PI)の試行を行ってきたところ。平成13年11月には構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方についての研究会からの提言を受け、東京外かく環状道路等において構想段階における市民参画の取組みを行っている。さらに、平成14年8月には市民参画型道路計画プロセスのガイドラインを策定し、直轄事業に限定せず道路事業の計画段階における市民参画の導入を促進している。</p> <p>国営公園事業については、公園の基本計画の見直しについて公園利用者等からの意見を反映させる試みを行っている。平成15年度は、国営常陸海浜公園等の公園の整備の方針について広く意見募集を行うなど市民参画の取組みを行っている。また、関東地方整備局の管内の国営公園の整備方針等を内容とする整備プログラムの策定にあたり広く意見募集を行うなどの取組みを行っている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>「土地改良法の一部を改正する法律」(平成13年法律第82号)により創設された、国・県営土地改良事業の計画概要について地域住民等から意見を聴取する仕組みに基づき、パブリック・インボルブメントを着実に実施している。(平成13年6月29日公布、平成14年4月1日施行)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>国有林野において実施する森林整備事業等については、流域ごとに定める「地域管理経営計画」(管理経営法第6条)に基づき、「国有林野施業実施計画」(国有林野管理経営規程第12条)を策定し、更新方法や事業箇所等について計画している。</p> <p>「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」の策定に当たっては、計画案の段階から広く国民の意見を聴取し、計画に反映させており、計画策定段階での国民参加の機会が既に制度的に確保されている(平成10年10月より実施)ことを踏まえ、パブリック・インボルブメントを着実に実施している。</p> <p>「漁港法の一部を改正する法律」(平成13年法律第92号)により、特定漁港漁場整備事業計画を定める際に、一般に意見を聴取する仕組みを創設し、パブリック・インボルブメントを着実に実施している。(平成13年6月29日公布、平成14年4月1日施行)</p>	
公共工事における設計・施工一括発注方式の導入 (国土交通省)	設計・施工の分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計・施工一括発注方式の導入についての結論を得て、所要の措置を講ずる。	措置済				
公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 (国土交通省)	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置済	(国土交通省) 平成11年度から関係省庁、関係公団、地方自治体等からなる委員会において様式等の標準化を策定、公開するなど標準化の普及に努めている。また、ネットワークの活用については、工事施工中の受発注者間の情報共有について標準化を図っている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
公共工事における政府調達の電子化 (国土交通省及び関係府省)	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)			(国土交通省) 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入し、平成15年度より、計画を1年前倒しし、すべての直轄事業を対象に電子入札・開札を開始した。 (厚生労働省) 平成16年1月より本省調達機関で電子入札・開札を導入した。 (文部科学省) インターネット技術を活用した電子入札・開札については、平成16年1月5日より試行しており、4月1日から運用することとしている。	
建設業に係る会社分割の円滑化 (国土交通省)	申請者から早い段階での申し出と事前打合わせにより事業の空白がなるべく生じないようにする等、建設業者の企業再編の自主的な取組みについて可能な限り支援できるよう検討の上、措置する。 【会社分割に係る建設業法上の事務取扱の円滑化等について(平成14年国土交通省課長通知)】		措置済			

## ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
「公の施設」の管理 （総務省）	a 地方自治法（昭和22年法律第67号）では、地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとし、その管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定して委託することができる旨規定している。この規定の趣旨は、施設の利用料金の決定と収受は民間に委託することができないというにすぎず、それ以外の管理行為については広く民間へ委託することが可能であることを直ちに地方公共団体に周知徹底する。		措置済			（総務省） 平成15年1月21日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において周知した。	
	b 一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度を改正する。 【地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）】		法案提出	措置済		（総務省） 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、地方公共団体の公の施設について、地方公共団体の出資法人等に限らず、民間事業者に対しても管理を行わせることを可能とした指定管理者制度を導入した。	
水道事業における民間参入の推進 （厚生労働省、総務省）	a 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図る。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法（昭和32年法律第177号）上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底する。 【厚生労働省健康局水道課事務連絡（平成15年3月11日）】		措置済				
	b 平成13年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する。 【厚生労働省健康局水道課事務連絡（平成15年3月11日）】		措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
下水道事業における民間参入の推進 (国土交通省、総務省)	民間事業者の創意工夫をいかし事業の効率化を進めるため、設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する。 【維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書(平成15年3月27日)】		措置済			
水素供給スタンドに関する建設可能地域制限の見直し (国土交通省)	建築基準法の下では、工業地域・工業専用地域以外で、水素を高圧に圧縮する水素供給スタンドや、石油系燃料等をスタンドで改質し水素を製造する「オンサイト製造型水素供給スタンド」の建設は認められていない。しかしながら、水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並みに、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建設制限を見直す。			平成15年中に行われる関係する他法令の検討状況を踏まえ、平成16年中に措置	(国土交通省) 平成14年10月の燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議決定に基づき、平成15年中に行われた関係する他法令の検討状況を踏まえ、安全性の確保を前提としつつ検討を進める予定。	
用途地域による水素貯蔵量の制限(スタンド規模の制約)の見直し (国土交通省)	建築基準法の下では、水素供給スタンドについて、用途地域ごとに水素貯蔵量の制限があり、市街地にスタンドを建設する場合は小規模にならざるを得ないが、燃料電池自動車の普及の観点から、制限数量の増加見直しの可否について検討する。			平成15年中に行われる関係する他法令の検討状況を踏まえ、平成16年中に結論	(国土交通省) 平成14年10月の燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議決定に基づき、平成15年中に行われた関係する他法令の検討状況を踏まえ、安全性の確保を前提としつつ検討を進める予定。	
建設業に係る許可申請の電子化等 (国土交通省)	a 建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	(国土交通省) 経由事務を含む許可申請、届出等に係る電子申請については、平成16年度中を目途にその手法が検討されることとされたため、引き続き検討を行う。	
	b 一般及び特定建設業許可に係る申請・届出書類等について、許可申請等のオンライン化に合わせて見直し、簡素合理化を図る。		検討・結論	措置済	(国土交通省) 許可申請時及び営業所の設立時に必要な各営業所ごとの要件の調査を廃止した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 (国土交通省) <エネ イ22の再掲>	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。			検討・結論	<エネ イ22の再掲>	
諸外国における建設機械の騒音試験の承認 (国土交通省)	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	(国土交通省) EU騒音規制と国土交通省の低騒音型建設機械指定制度では、測定方法、基準値を含む指定要件などが異なるため、現時点では、全てのEU指令適合建設機械をそのまま低騒音型建設機械と認めることは困難である。 しかし、ブルドーザ・トラクターショベル・バックホウの3機種は測定方法についてはISOに準拠し日本及びEU間において整合済である。タイヤローラ、ロードローラ、振動ローラについてはISOにて調整中である。空気圧縮機については国際規格のないものの相互の測定方法を整合している。認証機関及び測定値については、実務者間の意見交換を継続し整合が可能な案を定める。	
測量機器の検定 (国土交通省)	公共測量に使用する測量機器の検定及び測量機種登録については、平成12年度に引き続き、法的位置付けについての検討を行い、平成13年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。 【機器検定への第三者機関の参加(平成13年国土交通省課長通知)、機種登録の廃止(平成13年国土地理院部長通知)】	措置済				
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省)	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	(国土交通省) 経由事務を含む免許申請、届出等に係る電子申請については、平成16年度中を目途にその手法が検討されることとされたため、引き続き検討を行う。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
水道の水質検査 （厚生労働省）	a 水質検査項目のうち、工程管理と一体不可分なものとして、水道事業者が自主検査を行うべき範囲・項目の区分けを行う。 【水道法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第142号）】	検討	検討	措置済	（厚生労働省） 平成15年9月29日に公布された水道法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第142号）において、水道事業者が水源や地域の実情に応じた効果的・合理的な水質検査を実施できるよう、過去における水質検査の結果、原水の状況等に応じ、検査回数を減らし又は検査を省略するための具体的な要件を規定するとともに、これらの内容が含まれた水質検査計画を策定することを規定した。（平成16年4月1日施行）	
	b 簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生労働大臣指定検査機関が行っている検査について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に措置する。 【水道法の一部を改正する法律（平成13年法律第100号）】	検討	措置済			